

ユニバーサルデザイン(UD)

年齢、障害の有無、能力にかかわらず、できる限りのすべての人が使いやすいように情報・施設・製品・環境などをデザインすること。
バリアフリーより一歩進んだ考え方。



自動ドア



多機能トイレ



絵文字ピクトグラム



音響時間・表示写真機



点字のついた飲料

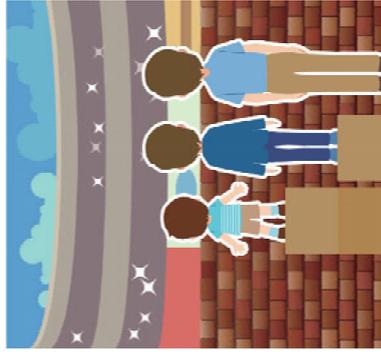
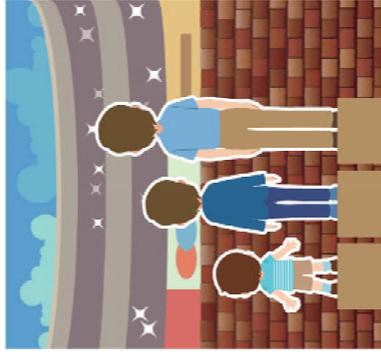
ユニバーサルデザインには「7つの原則」という目標があるんだよ。

合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。



この絵を見て
 あなたはどうか考えますか？



考えたこと

ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人を特別扱いせず、一般の人々と同様に、地域の中でともに暮らせる社会づくりを目指す考え方。社会福祉理念の一つ。



ポツチャ

目標とする白いボールに、赤・青それぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競います。

【ユニバーサルスポーツ】

高齢になっても障害があっても、大人でも子どもでも、みんなが一緒に参加し、活動できるスポーツ。
 例：ポツチャ、フラインドサッカー、卓球パレー

障害のある人も高齢者も社会の中で活躍できる社会を目指しています。
 ➔ 障害者雇用促進法
 シルバー人材

心のバリアを体感してみましょう

(A) 次の場面の会話についてどう感じますか。



男性：どうぞ、お座りください。

女性：まあ、ご丁寧に。ありがとうございます。

(B) では、同じ場面でこんな会話だったらどう感じますか。



男性：どうぞ、お座りください。

女性：いえ、結構です。

(A) (B) 両方の場面を比べて、どちらの会話のほうがよいと思いますか。その理由も考えてください。

(C) では、この女性について考えてみましょう。

(A) (B) の会話の内容は、今は考えず、この絵の女性に集中してください。あなたは、この絵の女性は何に困っていると思いますか。その理由も考えてください。



(D) それでは、もう一度この女性を見てください。今からこの女性の紹介をします。



この女性は、高齢者です。膝と腰を曲げて立っているのですが、つらいときがあります。しかし、一度座ると次に立つ時に、とても時間がかかってしまいます。今日は次の駅にある姉さんのお家に行く途中です。この駅は降りる人が多いので、いつも降りられるかどうか不安を抱えながら電車に乗っています。姉さんには2歳になる男の子がいて、その子に会おうのがこの女性の何よりの楽しみです。

(E) これでこの女性のことが少しわかりましたね。それでは、もう一度 (B) の会話に戻り、あなたが先ほど書いたことを見直してください。

先ほど書いたことと、今自分が感じていることに何か違いがありますか。その違いの原因は何でしょうか。

ここまでで何か気がつきましたか。クラスで気がついたことを話し合ってみましょう。話し合いの中で、新しい発見があればメモを取っておきましょう。

(F) では、この女性のことを考えながら、次の会話を續けてください。



男性：どうぞ、お座りください。

女性：いえ、結構です。

男性：()

女性：()

※續けられるならこの後も續けて考えてみてください。

振り返り

「心のバリア」とは何か、を中心に考えて、今日の振り返りをしてみましょう。

から 「心のバリア」について一言お願いいたします。

「すべての人の社会参加」を考えてみましょう。

ワークシート

年 組 番 名前

今回は、「すべての人の社会参加」を考えてみましょう。」という授業をします。授業の準備として、以下のことに取り組んでみましょう。

- ① 「障害の社会モデル」
次の授業には「障害の社会モデル」という言葉が出てきます。この言葉の意味について説明します。
・障害は「社会的な差別や不平等」によってもたらされるものであり、「社会やまわりの環境の問題」であるという考え方。
・障害のあるなしにかかわらず、だれもが安心して生活できるために、「変わらなくてはいけないのは個人ではなく社会」という考え方。
- ② 自分の今までの体験・経験の中で、見聞きした「社会（学校も含む）で困っていた人々の様子」を記入して下さい。（どんな場面で、どんな出来事だったのかを具体的に書きましょう。）

- ③ その時に、あなたが感じた「社会やまわりの環境の問題」はどんなことだったでしょうか。

- ④ 授業の振り返り

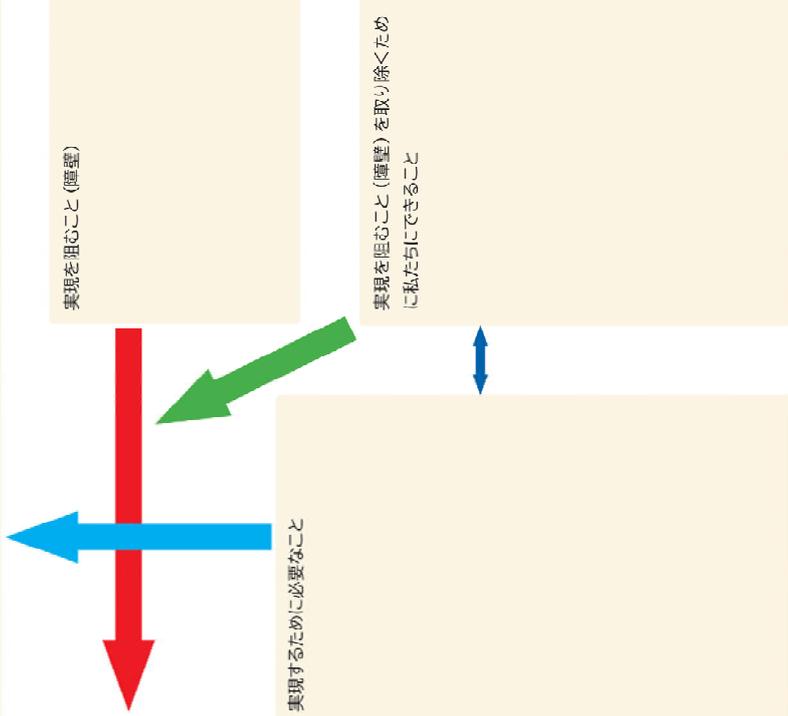
から

「すべての人の社会参加」を考えてみましょう。

グループワーク用まとめシート

年 組 番 名前

すべての人の社会参加
テーマ「
」



心のバリアフリー

様々な心身の特性を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

【生徒・理解編】ワークシート

実践のポイント
見方や考え方の幅を広げる

年 組 番 名前

見えるのに見えていない…。あなたは、どうでしょう。

ワーク
①



両者の間には障壁があるか？



「それって何だろう？」

障壁となりそうなことを書いてみよう

✓ 障壁 (バリア) 1 (環境に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 2 (相手に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 3 (自分に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 4 (に関わること)

【生徒・理解編】ワークシート

ワーク
②

年 組 番 名前

両者の間には障壁か？



「それって何だろう？」

障壁となりそうなことを書いてみよう

✓ 障壁 (バリア) 1 (環境に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 2 (相手に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 3 (自分に関わること)

✓ 障壁 (バリア) 4 (に関わること)

【実践編①】ワークシート
 (自ら考え、意思決定する)

実践のポイント
 実際の行動につながるような目標設定を立てる

記入日: 月() 日() 年 組 番 名前

① 私ができる(できそうな)「学級・ホームルーム」でのバリアフリー

.....

② あなたができる(できそうな)「学級・ホームルーム」でのバリアフリーを行動するにあたって、障壁になることまたはなりそうなことはありますか。考えてみよう。

障壁となりそうなことを書いてみよう

☑ 障壁 (バリア) 1

.....

☑ 障壁 (バリア) 2

.....

☑ 障壁 (バリア) 3

.....

☑ 障壁 (バリア) 4

.....

③ 障壁をなくすためにできる(できそうな)ことを2つ具体的に書いてみよう。(具体策)

1.

2.

④ 今日から1か月間、あなたが書いた具体策を意識した行動を心がけてみよう。
 1か月後、自分自身の行動を振り返ります。

◆ 達成度について考え、当てはまる箇所に印を付けましょう。
 1 《意識しなかった》・ 2 《意識したできなかった》・ 3 《5割できた》・ 4 《8割できた》・ 5 《できた、もっとできそう》

振り返り

.....

⑤ 学級・ホームルームで「心のバリアフリー」について考え、行動する学習をしました。生徒自身の学びのプロセスが見えてきます。お読みいただき、コメントをご記入ください。

から

【実践編②】ワークシート
 (自ら考え、意思決定するほか学びを共有しようとする)

実践のポイント
 日常生活の場面で学習した見方、考え方を生かし行動につなげる

記入日: 月() 日() 年 組 番 名前

① 私ができる(できそうな)またはやってみよう「学校以外の場面」でのバリアフリー

.....

② あなたができる(できそうな)またはやってみよう「学校以外の場面」でのバリアフリーを行動するにあたって、障壁になることまたはなりそうなことはありますか。考えてみよう。

障壁となりそうなことを書いてみよう

☑ 障壁 (バリア) 1

.....

☑ 障壁 (バリア) 2

.....

☑ 障壁 (バリア) 3

.....

☑ 障壁 (バリア) 4

.....

③ 障壁をなくすためにできる(できそうな)ことを2つ具体的に書いてみよう。(具体策)

1.

2.

④ 今日から3か月間、あなたが書いた具体策を意識した行動を心がけてみよう。
 3か月後、自分自身の行動を振り返ります。

◆ 達成度について考え、当てはまる箇所に印を付けましょう。
 1 《意識しなかった》・ 2 《意識したできなかった》・ 3 《5割できた》・ 4 《8割できた》・ 5 《できた、もっとできそう》

振り返り

.....

⑤ 「心のバリアフリー」について考え、行動する学習をしました。生徒自身の学びのプロセスが見えてきます。お読みいただき、コメントをご記入ください。

から

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長
各国公立大学法人担当課長
大学を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
大学又は高等専門学校を設置する公立大学
法人を設立する各地方公共団体担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
中 園 和 貴

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
千々岩 良 英

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
武 藤 久 慶

文部科学省高等教育局大学教育・入試課長
石 橋 晶

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
山 本 博 之

法務省人権擁護局人権啓発課長
井 川 良

ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）

日頃から、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校におけるハンセン病問題に関する教育については、以前から御配慮いただいているところですが、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）において、関係省庁が連携・協力し、人権教育の強化に取り組むこととされており、「ハンセン病に関する教育の実施について」（令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長通知）で、その旨をお知らせし、令和3年度からは、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を発出し、関係省庁間の連携の下で一体的に施策の推進を進めているところです。

令和5年3月には、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」（※）が取りまとめられたところであり、ハンセン病に係る偏見差別の解消に向け、より一層の教育の充実が重要となります。

ハンセン病問題について学校で活用できる資料としては、厚生労働省が作成しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」や、法務省が作成している人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」、「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などがあります。

また、文部科学省においても、独立行政法人教職員支援機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成しております。この動画は、学校でハンセン病問題に係る教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しております。

さらに、厚生労働省においては、国立ハンセン病資料館に委託し、ハンセン病問題に関する専門知識を有する学芸員の無料の出張講座（講師派遣またはオンライン）を行っているほか、厚生労働省が委託事業において実施する講師等派遣事業では、当事者である元患者の御家族の講師派遣も行っております。

おって、法務省においては、人権擁護委員や法務局職員が学校に訪問して、上記人権啓発動画を活用した人権教室を実施しております。

詳細は下記のとおりですので、これらの資料や事業を活用していただき、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきますよう、御配意のほど、よろしくお願いたします。

また、大学等（高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む）におかれても、学芸員等の講師派遣やその他の関係施設・資料等を授業等に活用いただき、ハンセン病問題に関する教育について御配意いただきますようお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、これらの資料や事業は、学校での活用に限らず、社会教育の場でハンセン病問題について学ぶ際にも適切な内容であることから、教育委員会や社会教育施設等が開催する講座等においても活用していただきますよう、よろしくお願いたします。

※「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」掲載 URL

https://pubbjt.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/jq143u00000010ff-att/kentoukai_20230331report.pdf

記

1. パンフレット「ハンセン病の向こう側」について

厚生労働省が毎年、全ての中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校中等部に対して中学第一学年相当の学年の生徒分を配布しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」について、令和3年8月改訂版が厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、積極的に活用いただきたいこと。

印刷物については、令和6年度においては、今秋に各中学校等宛てに発送予定としており、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきたいこと。

パンフレット「ハンセン病の向こう側」を使用した国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座も行っているため、先生と生徒が共にハンセン病問題について学ぶことができる場として、御活用をお願いしたいこと。

また、これらのパンフレット等とともに中学校等にはアンケートも合わせて送付することとしているところ、パンフレットの活用状況の把握及び学校現場の声を踏まえた内容の改善を図るため、各中学校等におい

て、アンケートへ積極的に御回答いただけるよう周知いただく等御協力いただきたいこと。

【パンフレット掲載 URL】 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



2. 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」の活用について

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、どこにいても研修が可能となるような目的で作成している約 20 分の講義動画「校内研修シリーズ」において、ハンセン病問題に関する講義動画を作成し、令和 3 年 12 月 6 日付けで配信を開始した。本動画につき、校内研修や教育委員会による研修などで積極的に活用いただきたいこと。

【講義動画 URL】 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>



3. 「人権教育研究推進事業」の成果の活用について

ハンセン病問題に係るものも含め、「人権教育研究推進事業」の成果が文部科学省ホームページに掲載されている。この中には、厚生労働省作成の中学生向けパンフレットを活用する事例や、国立ハンセン病資料館と連携する事例などが含まれているため、各学校における指導の検討に当たって参考としていただきたいこと。

【成果概要 URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryu/1341102.htm

※令和 5 年度事業の成果については後日公開予定。



4. 人権啓発動画等について

法務省が作成した人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」は、ハンセン病問題に関する正しい知識とともに、偏見・差別の解消には、この問題を自分事として捉え、行動を変えていくことが必要であることを、小学校低学年にも分かりやすく説明したアニメーションである。同じく、人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」は、元患者やその家族のエピソードのアニメや、国立ハンセン病資料館の学芸員による解説で構成されている動画である。いずれの動画も YouTube 法務省チャンネルに掲載されているほか、法務局や地方法務局、(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーにおいて DVD の貸出しも行っている。また、動画に準じた内容の人権啓発冊子も作成している。いずれも主に、小中学生向けとして作成されたものであるため、各小中学校においてハンセン病問題に関する教育を実施する際には、本動画等を活用いただきたいこと。

併せて、主に中学生を対象として、ハンセン病当事者や関係者の話を聞き、ハンセン病問題が「今の」問題であると認識し、偏見・差別のない社会の実現のために何をなすべきかを考えていただくシンポジウムを実施し、そのアーカイブ映像を作成しているため、こちらの映像も活用いただきたいこと。

また、人権擁護委員や法務局職員が学校を訪問して実施している人権教室においても、本動画を使用した教育を行うことができるため、各学校におかれては、人権教室を活用したハンセン病問題に関する教育についても積極的に検討いただきたいこと。

【啓発動画掲載 URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html



【シンポジウムアーカイブ映像】 <https://www.youtube.com/watch?v=iZXfkmzk5fc>



【人権ライブラリー】 <https://www.jinken-library.jp>



5. 学芸員等の講師派遣について（無料）

ハンセン病問題に関する教育を実施する際には、ハンセン病問題に関する専門知識を有する国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座の御活用をお願いしたい。なお、費用については国費での負担であり、オンラインでの講演も可能である。

また、厚生労働省では、委託事業において、当事者である元患者の御家族を講師として派遣する事業も実施しており、こちらも費用については国費により負担するのでその活用についても検討いただきたいこと。

6. その他活用できる関係施設・資料等について

1～5のほかにも、ハンセン病問題に関する教育に活用できる関係施設として、国立ハンセン病資料館、各国立ハンセン病療養所に設置された資料館（社会交流会館）やその他関係施設、資料等がある。各学校の実情に応じて、これら国立ハンセン病資料館等への見学、関係施設や資料等を活用いただき、ハンセン病問題に関する教育や、教員の研修を実施していただきたいこと。

<添付資料>

- (別添1) パンフレット「ハンセン病の向こう側」
- (別添2) パンフレット「ハンセン病の向こう側」指導者向け教本
- (別添3) 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」(概要)
- (別添4) 「人権教育研究推進事業」の成果事例
- (別添5) 人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」概要
- (別添6) 人権啓発動画「～ハンセン病と家族の物語～夢でしか帰れなかった故郷」活用の手引き (別添7) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」概要
- (別添8) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」活用の手引き
- (別添9) 国立ハンセン病資料館出張講座(学芸員)
- (別添10) 講師等派遣事業(御家族)
- (別添11) その他関係施設・資料等

【本件連絡先】

(全体、社会教育について)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係

時枝、伊藤、小林

TEL : 03-5253-4111 (内線 3276)

E-mail : kyousei@mext.go.jp

(初等中等教育(学校における人権教育)について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係

若林、櫻井

TEL : 03-5253-4111 (内線 3291)

E-mail : jidous@mext.go.jp

(初等中等教育(学習指導要領)について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

嶋田、小楠

TEL : 03-5253-4111 (内線 2073)

E-mail : cswg0@mext.go.jp

(大学及び高等専門学校について)

文部科学省高等教育局

大学教育・入試課学務係

山田、若松

TEL : 03-5253-4111 (内線 3334)

E-mail : gakumu@mext.go.jp

(専修学校及び各種学校について)

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

松井、高田

TEL : 03-5253-4111 (内線 2915)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(パンフレット「ハンセン病の向こう側」、国立ハンセン病資料館、
講師等派遣事業について)

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病係

岩倉、曾合

TEL : 03-5253-1111 (内線 2980、2369)

(人権啓発動画、人権教室について)

法務省人権擁護局人権啓発課人権啓発第二係

水川、井上

TEL : 03-3580-4111 (内線 5877)

E-mail : keihatsu@i.moj.go.jp

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
国立教育政策研究所長
文化庁関係各独立行政法人の長

殿

文部科学事務次官
藤原 誠

（印影印刷）

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律の施行について（通知）

この度、第198回国会において成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「法」という。）が、令和元年5月24日から施行されました。

本法の概要は下記のとおりですので、法の趣旨に沿って、アイヌ文化を継承する者の育成やアイヌに関する国民の理解の促進、アイヌ文化振興等に資する調査研究の推進等を図るようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校等に対して、各法人にあっては、管下の研究機関や博物館等に対して本件の周知をお願いします。

なお、本法の施行に伴い、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）は廃止となります。

法の条文及び関係する政令、省令は、文化庁のホームページ（www.bunka.go.jp）に掲載していますので、ご参照ください。

記

第1 法律の概要

1 総則

(1) 目的（第1条）

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、本法に定める規定により、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もってすべての国民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものであること。

(2) 基本理念（第3条、第4条）

- ア アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等、多様な民族の共生、多様な文化の発展について国民の理解を深めることを旨として行われなければならないこと。
- イ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならないこと。
- ウ アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならないこと。

エ 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。

(3) 国及び地方公共団体の責務（第5条）

ア 基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

イ アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

ウ 教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこと。

エ 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(4) 国民の努力（第6条）

国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 基本方針等

(1) 基本方針（第7条）

政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないこと。

(2) 都道府県方針（第8条）

都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとする。

3 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(1) アイヌ施策推進地域計画の認定（第10条）

ア 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づくとともに、都道府県方針を勘案し、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができること。

イ 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする事業（法第10条第2項第2号に規定する事業）を実施する者の意見を聴かななければならないこと。

ウ 法第10条第2項第2号イからホまでのいずれかの事業（アイヌ文化の保存継承に資する事業、アイヌの伝統等に関する理解に資する事業等）を実施しようとする者は、市町村に対してアイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができること。

4 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(1) 交付金の交付等（第15条）

国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（法第10条第2項第2号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができること。

(2) 地方債についての配慮（第19条）

認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

5 指定法人（第20条、第21条）

国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理やアイヌ文化振興等の業務を行う法人を全国を通じて一に限り、指定することができること。

6 アイヌ政策推進本部（第32～37条）

内閣に、内閣官房長官を本部長とし、関係閣僚を本部員とするアイヌ政策推進本部を設置し、基本方針案の作成や実施の推進、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案に関することなどをつかさどること。

第2 留意事項

法第5条第3項において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」と規定されているほか、衆議院及び参議院の国土交通委員会において、法の運用に関して、次の点に留意するよう決議されています。

各地方公共団体及び各教育・文化関係機関等にあつては、これらの趣旨について十分に留意の上、アイヌに関する教育、アイヌ語・アイヌ文化の振興、施策の展開等に取り組んでいただくようお願いします。

「**アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議（抜粋）**」

（衆議院）

「三 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。」

「四 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

(参議院)

「四 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実にに向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。」

「五 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

第3 法律全文等

【法律全文】

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/index.html>

【附帯決議全文】

(衆議院)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kokudo245982A15732D564492583D900032AC6.htm

(参議院)

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f072_041801.pdf

【本件連絡先】

文化庁企画調整課アイヌ文化振興係
電話 03-5253-4111 (内線 4785)

小・中・高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実について

- 平成29年から30年にかけて、小・中・高等学校等の学習指導要領の改訂等が行われ、アイヌに関する内容が充実。
- 小・中学校においては、新しい学習指導要領に基づく教科書がすでに使用されている。高等学校においては、本年度から新しい学習指導要領が年次進行で実施となり「歴史総合」(必修教科目)の教科書が使用されている。令和5年度からは、令和3年度の検定に係る教科書である「日本史探究」が使用される予定である。
- また、アイヌに関する記述の充実に関する観点から、教科書を作成している発行者を対象とした説明会を毎年開催している。

<学習指導要領の改訂>

○ 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説社会編

小学校社会 (第6学年) (平成20年) (平成29年)
特段の記載なし。

「現在の北海道などの地域における先住民であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れるようにする。」ことを、内容の取扱いの解説において新たに記載

○ 中学校学習指導要領 (平成29年告示)

中学校社会 (歴史的分野) (平成20年告示)
「鎖国下の対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしてきたアイヌについて取り扱うようにすること。

中学校社会 (歴史的分野) (平成29年告示)

「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」については、「オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしてきたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。」と記載を充実

○ 高等学校学習指導要領 (平成30年告示)

日本史A、日本史B (平成21年告示)
特段の記載なし。

歴史総合 (必修教科目) (平成30年告示)

「18世紀のアジアの経済と社会」については、アジア貿易における「北方との交易をしていたアイヌについて触れる」ことや、その際「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに規定

日本史探究 (平成30年告示)

「中世の日本と世界」の「社会の変容と文化の特色」については、「アイヌの「文化の形成」についても扱い」ことを新たに規定
「近世の日本と世界」の「幕藩体制の確立」については、「アイヌの人々」を通して、「北方貿易が行われたことについて取り上げる」ことを新たに規定

69. 学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）（令和5年5月25日事務連絡）

事 務 連 絡
令 和 5 年 5 月 2 5 日

教職課程を置く
各国公私立大学長 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について（周知）

文部科学省では、中央教育審議会における議論を踏まえ、令和6年度からすべての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語を導入し、その次に算数・数学の学習者用デジタル教科書（以下デジタル教科書とする。）を学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら段階的に提供することとしています。

また、デジタル教科書への慣れや学習環境を豊かにする観点から当面の間は紙の教科書と併用しながらの活用となります。

文部科学省では、デジタル教科書の活用促進のため、令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」において、デジタル教科書の実践事例集と研修動画を作成し、公表しているところです。（令和5年5月末～6月上旬にホームページの内容更新予定）

本事例集と研修動画は実際の授業場面での具体的な活用方法や実践事例などが掲載されています。教員を志望する学生が、デジタル教科書を活用した授業研究や教育実習での授業実践に取り組みめるよう、必要に応じて本事例集と研修動画等の活用をお願いします。

なお、教員を志望する学生における学習者用デジタル教科書の活用については、令和6年度から小中学校等へ段階的に導入される英語、次に導入される算数・数学に関しては、学生等が活用できるようになっています。

購入についてはホームページから個人単位で購入できるものと、大学等が購入希望者を取りまとめて購入できるものがありますので、購入を希望する場合には、各教科書発行者のデジタル教科書のホームページ等をご確認ください。

送付資料

【別添】学習者用デジタル教科書実践事例集・研修動画ご案内（リーフレット）

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課
デジタル教科書企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 5070
Mail: digital@mext.go.jp

学習者用デジタル教科書の事例集・動画等について

○デジタル教科書の活用にあたっては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげることが重要であることから、中央教育審議会においても、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援が必要であると指摘されています。

○このような状況を踏まえ、文部科学省では、デジタル教科書の効果的な活用に関するガイドブック（事例集）や動画等を作成し、文部科学省HPにて公表しています。（下記QR参照）
 学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。

活用のガイドブック（事例集）



詳細はこちら



保護者・教員向け動画



詳細はこちら



教員向け研修資料



詳細はこちら



その他の事例集・研修動画等はこちら▶▶▶http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm



「薬害」を学ぶための教育の充実

「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編」において、公共及び政治・経済の中で薬害問題などを扱うこととされています。

(例)

- 第1 公共
- 2 内容

B自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私にら

ア(9) 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）などに関わる現実社会の事例や課題を基に、公正かつ自由な経済活動をを行うことを通して資源の効率的な配分が図られること、市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること

(中略) その際、より活発な経済活動と個人の尊重の両立については、例えば、製品事故や薬害問題などを扱い、政府による適切な政策が必要であるとともに、企業には是らうした問題を生じさせないなど社会的に責任のある行動が求められていることを理解できるようにすることが大切である。また、消費者も、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考慮して商品を選択するなど、公正で持続可能な発展に貢献するような消費行動をとることが求められていることを理解できるようにすることも大切である。

薬害を学ぶための教材の配布

- 薬害教育教材「薬害を学ぼう」を全国の中学校、高等学校に配布しています。
 - 関連する教師用の指導の手引きや視聴覚教材、事例集も配布しています。
- 厚生労働省HPにおいて、全てダウンロード可能ですのでご利用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

講師派遣

- 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、**全国薬害被害者団体連絡協議会**から、**授業や教員研修のために講師を派遣**していただくことが可能です。

※薬害被害の歴史や薬害の再発防止への思い等を被害者やご家族の立場からお話いただくことが可能です。

問い合わせ先：全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス：yakuhiren.lecturer@gmail.com



厚生労働省HP



各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）を置く国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室
文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和6年度の薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

日頃より厚生労働行政に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月5日付け事務連絡「令和6年度の薬害教育教材『薬害を学ぼう』の配布予定について」にて事前にお知らせしたとおり、薬害教育教材や教員用の参考資料を、本年も全国の各高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び全国の各中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に対し、7月下旬頃から、**高等学校には高校1年生人数分程度、中学校には教材紹介のために各校1部ずつ順次発送**いたします。本教材は、主に高等学校の公民科（公共、政治・経済）や保健体育科、中学校の社会科（公民的分野）の授業等において御活用いただくことを想定しており、特に上記教科の担当教員の皆様への周知について、御協力をお願いいたします。

つきましては、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等及び各学校を設置する域内の市（指定都市除く）町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の高等学校・中学校等及び学校を設置する学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、附属の高等学校・中学校等に対し、令和6年度の本教材送付について、周知くださいますようお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校への一律周知以外にも、例えば、他案件とまとめた周知の実施や教育委員会主催の教員研修の場での配布等、貴課において必要に応じて御判断いただきますようお願い申し上げます。

また、各高等学校の先生方に、**教材の使用方法等に関する任意のアンケート**に御協力いただきたいと考えております（アンケートURL：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202406_01yakugai）【締切：令和6年12月27日（金）】。

当該アンケートは先生方の御意見を本教材に反映させる重要な機会となっており、**アンケート結果を踏まえて教材の改訂等を行っております**。教材を活用されなかった方の御意見も参考にさせていただいております。**幅広い地域・校種・教科の先生方の御意見をお寄せいただきたい**と存じますので、貴課におかれても、各校に御協力いただけますよう、御周知のほどよろしく申し上げます。

教材の使用方法等に御不明点等がありましたら、メール又は電話にて御連絡ください。

【問い合わせ先】厚生労働省医薬局総務課医薬品副作用被害対策室 担当 大島、鶴池、久保、江口、小関
電話 03-5253-1111（内線2718、2719）（夜間03-3595-2400）
メール fukutai01@mhlw.go.jp

特に 高校等の公民科（公共/政治・経済）・保健体育 の担当教員の皆さまへ
 中学校の社会科（公民的分野）

「薬害教育教材」を活用してみませんか？

実践例も増えています
 多様な教材と指導の参考資料
 令和6年6月改訂
 改訂内容は裏面へ
 同封しています

「薬害を学ぼう」
 …生徒配布用の教材です
 <高校1年生の人数分を同封>

「視覚教材」
 …動画教材（全体編・パート別）
 を無料で公開しています
 <DVDを1枚同封>
 <厚生労働省YouTubeでも公開>

「実践事例集」
 …実際に授業に取り組んだ
 実践例をまとめた教諭向け
 資料です <1冊同封>

「指導の手引き」
 …指導のポイント等を記載した
 教諭向け資料です
 <1冊同封>

厚生労働省ホームページで各教材の電子媒体・動画のリンク
 ・関連サイトなどを見ることができます

薬害を学ぼう
 HPもリニューアル

様々な場面で活用可能

公民科（公共/政治・経済）や保健体育を
 中心に、様々な場面で活用されています
 学校薬剤師の方との連携もおすすめ



教員の皆さまの声がよりよい教材づくりに活かされています

Webアンケートへの回答にご協力ください
 教材を使わなかった方の御意見も歓迎です

【回答期限】
 令和6年12月27日（金）17時

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhwh01/202406_01yakugai



令和6年6月の主な改訂内容 より見やすく、より使いやすい！

「薬害を学ぼう」

- 各ページに対応する動画のQRコード（二次元バーコード）を追加
- デジタル画面でも見やすいレイアウトに変更
- 改正医薬品医療機器等法で創設された医薬品等行政評価 監視委員会の記載を追加（P6）

「指導の手引き」

- 新たに高校用の【授業の流れ（例）】を追加
 （中学校用も引き続き掲載）
- 学習指導要領との関係を分かりやすく解説
- 全体を見やすいレイアウトに変更

「視覚教材」(動画)

- 医薬品等行政評価 監視委員会についての解説を追加
- ナレーションを再収録

「実践事例集」

- 中学・高校での新たなモデル実践例を追加

モデル授業に挑戦してみませんか？

先生方の授業実施の参考となる「実践事例集」を充実するため、モデル授業に挑戦していただける中学校・高校を募集しています

- 厚生労働省職員と打合せしながら、授業計画の策定に向けた支援や講師派遣の調整等の各種サポートをいたします（授業当日の職員の見学や、アンケート回答に御協力ください）
- 教材の追加配送も、ご連絡いただければ対応いたします

【ご相談・ご応募先】 厚生労働省医薬品総務課薬品副作用被害対策室
 担当：大島、菊池、久保、江口、小関
 E-mail: fukutai01@mhlw.go.jp 電話番号：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052

薬害被害者の方の講師派遣が可能です

全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）において、薬害被害者の方の講師派遣を行っており、出前授業や講話をお願いすることが可能です（以下の宛先にメールでご依頼ください）

なお、モデル授業にご応募いただき、授業の中で出前授業や講話を実施する場合は、厚生労働省にて薬被連と調整いたしますので、改めて薬被連に依頼する必要はございません

【講師派遣専用アドレス】 全国薬害被害者団体連絡協議会
 E-mail: yakuhiren.lecturer@gmail.com

先生方からは「被害者の苦しみに対する共感、被害者の受けた偏見・差別と基本的人権の尊重など、様々な観点で生徒の理解が深まった」との声をいただいています

ご応募・ご依頼を心よりお待ちしております

71. B 型肝炎副読本「B 型肝炎いのちの教育」の活用について

一部抜粋

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の配布について、以下のとおりお知らせします。

事務連絡
令和6年9月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管課

御中

各指定都市教育委員会指導事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の配布について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、別紙のとおり、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として作成した、副読本「B型肝炎 いのちの教育」について、今年度も学校の教員への普及を図る観点から、中学校3年生を担当する教員の皆様と各教育委員会に送付いたします。令和6年9月下旬以降順次、当該副読本の見本（教師用及び生徒用）と別紙中の「B型肝炎 いのちの教育 活用のお願い」が、厚生労働省から全国の各中学校等及び各都道府県・市町村教育委員会に直接配布されますのでよろしく願いいたします。また、各学校において、当該副読本の送付を希望される場合は、以下に記載のURLから厚生労働省へお申し込み願います。なお、副読本のデータは厚生労働省ホームページにも掲載しておりますので、副読本の使用に当たっては当データも御活用いただけます。

加えて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）についてお知らせいたします。患者講義の希望がある学校に対して講師の派遣が行われていますので、希望される場合は、以下に記載のURLから厚生労働省へお申し込み願います。

貴課におかれては、このことを御了知いただくとともに、域内の市（指定都市を除く）町村教育委員会、所管の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）に周知くださいますようお願いいたします。

なお、当該副読本や患者講義に係る問合せについては、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室に直接お問い合わせください。

<副読本の送付及び患者講義の講師派遣の申込フォーム（共通）>

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/bkan_shinsei/



<副読本や患者講義に係る問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室電
話 03-5253-1111（内線 2101）

<参考>

- ・厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/b-kanen/index.html



※副読本「B型肝炎 いのちの教育」については本ページからダウンロードが可能です。

※患者講義について、本ページで受講した生徒の感想などを紹介しております。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

T E L : 03-5253-4111（内線 2565）

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

】 殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、令和2年度に全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団のご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成いたしました。

学校の先生方への普及を図る観点から中学3年生を担当する全教員及び、各教育委員会に、別添の副読本及び「B型肝炎 いのちの教育ご活用のお願い」を令和6年9月下旬以降順次送付させていただきます。

つきましては、これら関係機関において、教員への配付が円滑に行われるようご配慮願います。

なお、生徒分の送付については、各学校から当課B型肝炎訴訟対策室宛に申し込みをしていただく必要がございます。各学校において、生徒分の送付を希望される場合、別添「B型肝炎 いのちの教育活用のお願い」3枚目の申込書をご活用いただきますようご周知願います。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）について、希望がある学校に対する派遣を実施しています。

患者講義の派遣を希望される場合も、別添「B型肝炎いのちの教育活用のお願い」3枚目の申込書をご活用いただきますようご周知願います。x

(問い合わせ先)
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
B型肝炎訴訟対策室 担当者：田中
電 話：03-5253-1111(内2101)
F A X：03-3595-2169